

平成 17 年 12 月 22 日

各 位

上場会社名 株式会社 西日本シティ銀行  
代表者名 取締役頭取 新藤 恒男  
(コード番号 8327 東証第 1 部、大証第 1 部、福証)

## 内部管理態勢の充実・強化に関する業務改善命令について

当行元行員がお客様の預金を着服・流用するという不祥事件の発生に対し、当行は本日、内部管理態勢に問題があるとして、福岡財務支局長から以下のとおり業務改善命令を受けました。

信用を旨とする金融機関として、かかる事態を招いたことについて、日頃から当行を信頼し、ご支援とご愛顧をいただいておりますお客様を始め、地域の皆様及び株主の皆様方に対し、深くお詫び申し上げます。

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、平成 16 年 8 月に策定した業務改善計画に基づき、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた多くの改善策を実施してまいりました。しかしながら今般、再度の業務改善命令を受けたことを厳粛に受け止め、役職員一同改めて深く反省するとともに、内部管理態勢の一層の充実・強化と信頼の早期回復に向け、全行を挙げて取り組んでまいります。

### 1. 業務改善命令の内容

- (1) 平成 16 年 8 月 13 日付業務改善命令を受けて策定された改善策が依然としてその実効性を確保できなかったことを踏まえ、法令等遵守態勢を確立し健全な業務運営を確保するため、以下の観点から内部管理態勢を充実・強化すること。

法令等遵守に係る経営姿勢の明確化（責任の所在の明確化を含む）  
取締役会等の機能強化による全行的な法令等遵守態勢の確立  
営業店における厳正な事務処理の徹底と相互牽制機能の充実・強化  
適切な人事管理の実施  
本部監査機能の実効性の確保

- (2) 上記(1)に関する改善計画を平成 18 年 1 月 20 日までに提出し、以後、改善計画の実施完了までの間、その実施状況を 3 ヶ月ごとに報告すること。

## 2. 今後の対応

当行は、法令等遵守を経営の最重要課題の一つと位置付け、平成 16 年 8 月に策定した業務改善計画に基づき、経営陣自らが法令等遵守への断固たる取組姿勢を示すことにより、法令等遵守態勢の確立に向け多くの改善策を実施してまいりました。また、取締役会及びコンプライアンス委員会では、業務改善計画の履行状況について定期的に検証を行ってまいりました。

しかしながら、法令等遵守に対する断固たる経営姿勢及び業務改善計画に掲げた諸施策は、全店・全職員にまで浸透・定着しておらず、全行的な法令等遵守態勢は未だ確立できておりませんでした。これは、業務改善命令を受けている銀行の経営陣として、諸施策の浸透・定着状況に関する実態把握及び全職員への教育・指導などが不十分であったため、法令等遵守状況を厳正に評価すべき取締役会等の機能が十分に発揮されなかったことが主因であると深く反省いたしております。

今後は、不祥事件はもとより銀行の健全かつ適切な業務運営に支障を来す行為が、お取引先ひいては地域社会からの信用失墜につながるということを経営陣が再認識し、経営陣のさらなる関与の下、実効性のある業務改善計画を策定・履行することにより、内部管理態勢の一層の充実・強化と信頼の早期回復を図ってまいります。

以上

本件に関するお問い合わせ先	広報部長 玉利 <sup>たまり</sup> 092-461-1869
	経営管理部長 石田 092-461-1779